

重要事項説明書

2026 年 10 月 1 日現在
合同会社 coraticum
訪問看護ステーション sola

訪問看護のサービス提供の開始にあたり、契約を締結する前に事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことについて、次のとおり説明させていただきます。

1. 事業所の概要

会社名	合同会社 coraticum		
事業所名	訪問看護ステーション sola		
事業所の住所	福島県喜多方市関柴町上高額字上中 1185-4 1号室		
法人種別	合同会社	設立	令和8年1月
代表者	明間 正人	資本金	70万円
電話番号	0241-23-7667 (代表)	FAX 番号	0241-23-7666

2. 目的と運営方針

目的	合同会社 coraticum が設置する「訪問看護ステーション sola」（以下「本事業所」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師やその他の従業者（以下、「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護、若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。利用者の意思及び人格を尊重し、適切な看護を提供することを目的とする。
運営方針	本事業所は、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主治医の指示に基づき、その療養生活を支援し、心身の機能維持・回復を目指した看護サービスを提供する。 - 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適正に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 - 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。 - 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 - 訪問看護に実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 - 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行なうとともに主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行なうものとする。

3. 職員体制

職 種	人数	備考
管理者	看護職員と兼務 1人	訪問看護師と兼務、精神看護専門看護師
看護師	常勤換算2.5人以上	看護師・保険師・准看護師
作業療法士		
事務職員		

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜	
営業時間	平日	午前8時30分～午後5時30分
	土日・祝祭日	要相談

5. サービス提供地域

サービス提供地域	喜多方市、会津若松市、会津坂下町、湯川町、北塩原村、猪苗代町、磐梯町 それ以外の地域は要相談
----------	---

6. 訪問看護の内容

事業所は、医師の指示に基づき、個別に訪問看護計画書を作成し、サービスを実施、記録し、月ごとに医師への報告を行います。

- 利用者様とご家族様の心理支援
- 健康観察
- 症状や病状の観察
- 服薬状況の確認
- 生活上の困りごとのサポート
- 社会資源の活用サポート

7. 交通費について

事業所では交通費はいただきません。訪問宅に駐車場がなく有料駐車場を使用した場合は実費で徴収させていただきます。

8. 訪問看護及び費用

- 基本料及び加算については別紙にて説明いたします。（法改正等により将来変更される場合があります。）
- 営業時間外の利用料金について

24 時間契約者	基本料及び加算のとおり対応いたします		
土・日・祝祭日の訪問をご希望される方	土曜日	日曜日	祝祭日及び年末年始
	1 0 0 0 円	1 5 0 0 円	2 0 0 0 円
	1 回につき上記金額を徴収いたします。		

9. サービスの利用に関する留意事項

サービスの中止・変更	サービスの中止について ● 当事業所では、当日キャンセルにおいてキャンセル料が発生します。 ● キャンセルを希望される場合、利用日前日の 17 時までに事業所へご連絡ください。 変更について ● 訪問日程・時間の変更は訪問日 5 日前の 17 時までに事業者へご連絡ください。 ※急な発熱・冠婚葬祭等、やむを得ない事情の場合は、その都度相談してください。状況によっては予定変更の対応できない場合がございます。ご了承ください。
キャンセル料	期限までにご連絡がない場合は、以下のキャンセル料を徴収いたします。 ● 前日 17 時までの連絡：無料 ● 上記以外：加算分以外の予定料金の 100%を徴収いたします。 ※ただし、利用者の体調悪化による急な入院や緊急事態など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
訪問看護師について	当事業所では、初回訪問時に担当看護師を決定しますが、利用者様を包括的に支援していくため、複数の看護師が交替してサービスを提供します。
訪問看護師の交替について	● 利用者様からの申し出 選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該看護師が業務上不適切だと認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対し、訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の訪問看護師を指名はできません。 ● 事業所からの訪問看護師の交替 事業所の都合により、訪問看護師を交替する場合があります。ただし、この場合事業所は、利用者様もしくはご家族様に対し、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

10. 契約の終了について

契約の更新及び終了	● 利用者様が死亡した場合 ● 利用者様が医療機関へ入院した場合。また、医療機関等への入院で退院できない、もしくは長期にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合 ● 下記 A により、利用者様から契約の解除の申し出があった場合 ● 下記 B により、事業所から契約の解除の申し出があった場合
A 利用者からの契約解除の申し出	利用者様は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることができます。この場合は、契約解除を希望する 14 日前までに事業所に申し出てください。ただし、以下の場合には利用者様は即時に契約を解除・解約できます。 ● 事業所および従事者が、下記 14 に定める個人情報保護規定に違反した場合 ● 事業所および従事者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなどの不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 ● 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合
B 事業所からの契約解除の申し出	以下の場合に事業所は、利用者様との契約を解除する場合があります。ただし、この場合事業所は利用者様または家族様に対しその旨の説明を行います。 ● 利用者様またはご家族様が、サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、状態を悪化させたと認めた場合 ● 利用者様またはご家族様が、サービス提供にあたって必要な情報について、報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難であると認められる場合 ● 利用者様またはご家族様等が他の利用者様の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 ● 利用者様が利用料金を 1 か月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず 14 日以内に支払わず滞納し、再度事業者が催促したにもかかわらず 14 日以内に支払わなかった場合 ● 利用者様またはご家族様が、他の利用者様、ご家族様等もしくは事業所又は従業者に対する、暴力、暴言、威嚇(口頭によるものも含む)、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合 ● 利用者様又はご家族様等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合 ● キャンセルが 2 回続いた場合、サービスの継続が必要か確認します。継続意思があったにもかかわらず 3 回目もキャンセルになった場合

11. 身分を証明する書類の携帯

身分証の携行	事業所の従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者様もしくはそのご家族様から求められたときは、いつでもこれを提示します。
--------	---

12. 緊急時・事故発生時の対応について

緊急時・事故発生時の対応	サービス提供時に利用者様の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先(または契約書記載の保証人)等に連絡するとともに、主治医への連絡を行うもしくは受診するなど必要な措置を講じます。
記録と再発防止策	事業所は、事故の発生状況及び事故に際してとった処置について記載します。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。
損害賠償	事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者様に対し速やかに損害賠償を行います。

13. 損害賠償について

損害賠償	事業所の責任により利用者様に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等により減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。
保険加入先	事業所(法人)は、事故等により利用者様に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者様、ご家族様の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知置きください。 加入保険 ● 一般社団法人福島県訪問看護連絡協議会

14. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱い	● 当法人及び事業所は「個人情報の取り扱いに関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。 ● 秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。
従業員に対する契約	当法人、事業所の従業員は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者様またはご家族様の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。
個人情報使用の同意について	別に定める「個人情報使用同意書」において、同意を得ることとします。
個人情報取り扱い責任者	訪問看護ステーション sola 管理者 明間 正人 0241-23-7667

15. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のために指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者様のご家族様等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16. 身体拘束について

事業所は、身体拘束等の廃止・適正化のための指針を整備し、職員への研修を実施するなど、身体拘束等を行わないケアの提供に努めます。

17. 当事業所以外でのサービス内容に関する相談窓・苦情窓口

地域	苦情相談窓口	電話番号
喜多方市	喜多方市役所 高齢福祉課 介護保険・予防室	0241-24-5231
湯川村	湯川村役場 保健センター	0241-27-3110
会津若松市	会津若松市役所 地域福祉係	0242-23-4800
会津美里町	会津美里町役場 健康ふくし課 社会福祉課	0242-55-1145
会津坂下町	会津坂下町役場 生活課福祉健康班	0242-84-1522
磐梯町	磐梯町役場 保健福祉センター	0242-73-3101
北塩原村	北塩原村役場 福祉課	0242-28-3757
猪苗代町	猪苗代町役場 保健福祉課社会福祉係	0242-62-2115
国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談窓口		024-528-0040

18. 料金のお支払いについて

利用料の請求方法	● 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ● 上記に係る請求書をご希望された場合、利用明細を添えて利用月の翌月中旬にお渡しします。
利用料のお支払い方法	● 利用した翌月 27 日に銀行口座より引き落としさせていただきます。振込手数料は事業所が負担します。 ● 現金でお支払いの場合は、請求書をご準備いたします。ご利用月翌月の最終訪問日までお支払いください。 ● お支払いを確認後、領収書をお渡しします。医療費控除の還付請求の際に必要な場合がありますので、必ず保管してください。

※料金の滞納について

- 利用者様が利用料金を 1 ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず 14 日以内に支払わなかった場合、利用者様の健康・生命に支障がない場合に限り、料金の支払いがあるまで訪問看護の提供を一時停止する場合があります。
- 一時停止の意思表示をした後、14 日を経過しても支払いがない場合、利用契約を解除します。

19. 大規模災害時の対応について

- 大規模災害が発生した場合、当事業所は利用者の安否確認を最優先業務とする
- 災害の状況により訪問が困難な場合、サービス提供の時間・日程を調整する場合がある
- 天災地変その他の不可抗力によりサービス提供が困難となった場合、これによる損害について当事業所は責任を負わないものとする